

令和7年度西東京市危機管理体制整備支援業務委託に係る公募実施要領

1 趣旨

この要領は、避難所となる市内27箇所の小・中学校区域の住民の方々と構成される、避難所運営協議会委員を対象とし、避難所開設時に活用することを想定した各校ごとのマニュアル（アクションカード）について、内容の整備や、アクションカードを用いた避難所開設訓練等を一体の業務として委託する事業者を選定するため、企画提案方式（プロポーザル方式）により実施する公募に関して必要な事項を定めたものである。

2 件名

西東京市危機管理体制整備支援業務委託

3 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月19日まで

4 委託業務内容

委託仕様書によるものとする。

5 応募要件

本公募に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 参加意向申出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指定競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱(平成26年4月1日施行)による入札参加排除措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (5) 参加意向申出時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

6 応募に際しての留意事項

(1) 公募要領の承諾

応募者は、公募申込書の提出をもって本要領等の内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるも

のとし、通貨単位は日本円とする。

(4) 著作権及び提案書の取扱い

応募者から本要領に基づき提出された書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、市は、必要があるときは、本要領に基づき提出された書類の内容を無償で使用することができるものとする。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また返却しないものとする。なお、委託候補事業者に決定した際には、市は、企業秘密に該当するものを除き、提出された資料を必要に応じて公表することができるものとする。

(6) 応募無効等に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。また、提出期限までに企画提案書の提出が無かった場合は、棄権とみなし、以降の審査は行わないものとする。

- ア 公募申込時から選定決定までに、応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- イ 同一事項に対して、二通り以上の書類が提出された場合
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 著しく信義に反する行為があった場合

(7) その他

本要領に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

7 日程

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 募集・仕様書配布 | 令和7年7月1日(火)から |
| (2) 公募申込書提出期限 | 令和7年7月1日(火)から7月11日(金)午後5時まで |
| (3) 質問受付期間 | 令和7年7月7日(月) |
| (4) 質問回答日 | 令和7年7月8日(火) |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月18日(金)午後5時まで |
| (6) 第一次審査(書類) | 令和7年7月22日(火) |
| (7) 第一次審査結果通知 | 令和7年7月24日(木) |
| (8) 第二次審査(企画提案競技) | 令和7年7月30日(水) |
| (9) 第二次審査結果通知 | 令和7年8月6日(水) |

8 提出書類

応募者は、書類審査に先立って、次に掲げる書類を提出する。なお、市は、その内容を、事業者の資格及び企画提案として評価を行う。

- (1) 公募申込書(代表者の押印をすること) 1部
- (2) 登記事項証明書(3か月以内に取得した履歴事項全部証明書) 1部
- (3) 納税証明書(最近1年で、法人税、消費税及び法人事業税に滞納がない証明)

※原則、法人税及び消費税の納税証明書は税務署で、法人事業税の納税証明書は都道府県税事

務所で発行されている。

(4) 本業務の見積書・積算内訳書 1部

① 見積額は、総価として積算すること。

② 委託料の総額には、本委託業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用等一切の経費が含まれるものとし、人月単価等内訳について可能な限り、詳細に記載すること。見積額については、税抜価格、消費税価格及び税込価格を記載する。

③ 日付は、令和7年7月18日付とし、宛名は「西東京市長 池澤 隆史」とする。

(5) 会社概要 1部

企業規模、経営状況及び業務実績等がわかるもの。

(6) 企画提案書 10部

① 表題は「西東京市危機管理体制整備支援業務委託に係る企画提案書」とし、表紙を除き両面印刷10頁以内とする。

② 提案内容には、以下の課題を含むものとする。

ア 支援業務に向けた基本方針

イ 各業務実施項目に取り組むための提案

ウ その他支援に関する提案

(7) 本業務担当体制及び担当者経歴書 10部

(8) 受託実績 10部

過去3年間（令和4年度～令和6年度）における同種業務受託実績について、受託自治体名、受託内容及び受託年度を明記すること。

(9) 支援業務全体スケジュール 10部

※用紙サイズは、原則A4判とする。(6)～(9)における10部のうち、1部は正本として社名及び代表者名を表紙に記載する。残りの9部は副本として、社名及び代表者名を記載せず、作成すること。

〔提出期限〕

令和7年7月18日(金)午後5時までに簡易書留郵便又は持込みで提出すること。

※参加申し込み後、期限までに企画提案書等の提出がない場合には、参加を辞退したものとみなす。

9 質問の受付及び回答

本件に関し質疑等がある場合は、令和7年7月8日(火)午後5時までに、件名を「危機管理体制整備支援業務に関する質問」とし、①質問内容②社名③部署名④担当者名⑤連絡先を明記した電子メールにて受け付ける。

なお、質問の回答は、内容を取りまとめたうえ、申し込み全社に対して電子メールにて行う。

【質問受付電子メールアドレス kikikanri@city.nishitokyo.lg.jp】

10 審査等の方法

(1) 選定委員会の設置

別に定める西東京市危機管理体制整備支援業務委託業者選定委員会設置要領に基づいて選定委員会を設置し、当該委員会が審査を実施する。

(2) 第1次審査（書類選考）

① 応募資格確認（要件審査）

選定委員会事務局は、本要領8に掲げる提出書類により、応募者が本要領5及び6(6)の要件を満たすものであるか確認する。なお、資格不備の場合は、当該応募者を失格とする。

② 企画提案内容審査

選定委員会事務局は、本要領8により提出された企画提案書等が、審査に必要な項目及び内容に不足がないかを確認する。また、要件を満たした6社以上から応募があった場合は、企画提案内容の審査を行い、点数の高い上位5社以内を第2次審査対象事業者として選考する。なお、見積金額は審査項目の一つとするが、提案された体制及び事業内容に対して適正金額であるかを評価する指標であるため、見積金額の多寡のみによって審査を行うものではない。

(3) 第2次審査（企画提案）

第1次審査に合格した事業者について、提出された企画提案書を基に企画提案競技（プロポーザル競技）を実施し、選定委員は、事業者の企画提案内容が市の要望に応えるものであるか審査を行う。

企画提案の際はパソコン、プロジェクタ、スクリーン等の機材の使用を認めるが、市からは、プロジェクタ及びスクリーンのみ貸出を行う。

(4) 委託候補事業者決定

選定委員会は、第1次審査及び第2次審査の結果を総合した上で、委託候補事業者を決定するものとする。選定した委託候補事業者とは、業務引継ぎ等について協議を行った上で、随意契約を行う。なお、当該委託候補事業者が辞退その他の理由で契約できなくなった場合は、次点の事業者を委託候補事業者とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、応募者に文書で通知する。

11 本件予算額

危機管理体制整備支援委託料 2,200,000円（消費税込）

12 提出物作成上の前提条件

採用となった場合でも、すべて提出された企画提案書のとおりではなく、西東京市と事前調整のうえ、内容に変更が生じる場合があるため、その際には、速やかに計画変更をできることを了承のうえ、対応すること。

【質問受付・問い合わせ先】

〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号

西東京市総務部危機管理課 災害対策係 宮下・友部

電話 042-438-4010 内線 22244

電子メール kikikanri@city.nishitokyo.lg.jp